

APRC-FY2022-PD-CHN05

海外の政策文書

原文： 中共中央办公厅 国务院办公厅印发《关于进一步加强科研诚信建设的若干意见》（中华人民共和国）2018年5月

URL： [http://www.gov.cn/zhengce/2018-05/30/content\\_5294886.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2018-05/30/content_5294886.htm)

## 【中国】

科学研究の信用構築の一層の強化に関する若干の意見

(Tentative translation)

## 【仮訳・編集】

国立研究開発法人科学技術振興機構  
アジア・太平洋総合研究センター

### 【ご利用にあたって】

本文書は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）アジア・太平洋総合研究センター（Asia and Pacific Research Center；APRC）が、調査研究に用いるためアジア・太平洋地域の政策文書等について仮訳したものとなります。APRCの目的である日本とアジア・太平洋地域との間での科学技術協力を支える基盤構築として、政策立案者、関連研究者、およびアジア・太平洋地域との連携にご関心の高い方々等へ広くご活用いただくため、公開するものです。

### 【免責事項について】

本文書には仮訳の部分を含んでおり、記載される情報に関しては万全を期しておりますが、その内容の真実性、正確性、信用性、有用性を保証するものではありません。予めご了承下さい。

また、本文書を利用したことに起因または関連して生じた一切の損害（間接的であるか直接的であるかを問いません。）について責任を負いません。

APRCでは、アジア・太平洋地域における科学技術イノベーション政策、研究開発動向、および関連する経済・社会状況についての調査・分析をまとめた調査報告書等をAPRCホームページおよびポータルサイトにおいて公表しておりますので、詳細は下記ホームページをご覧ください。

（APRCホームページ） <https://www.jst.go.jp/aprc/index.html>



（調査報告書） <https://spap.jst.go.jp/investigation/report.html>



本資料に関するお問い合わせ先：

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）アジア・太平洋総合研究センター（APRC）

Asia and Pacific Research Center, Japan Science and Technology Agency

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

Tel: 03-5214-7556 E-Mail: [aprc@jst.go.jp](mailto:aprc@jst.go.jp)

<https://www.jst.go.jp/aprc/>

中国共産党中央弁公庁および国務院弁公庁  
「科学研究の信用構築の一層の強化に関する若干の意見」を公布

2018-05-30 20:04 出典：新華社通信

新華社通信北京5月30日電：中国共産党中央弁公庁および国務院弁公庁は先日、「科学研究の信用構築の一層の強化に関する若干の意見」を公布し、かつ、通知を發表し、各地区・各部門に対して実情を勘案し、真摯かつ徹底的にこれを実施するよう求めた。

「科学研究の信用構築の一層の強化に関する若干の意見」の全文は以下のとおり。

科学研究の信用は科学技術イノベーションの基盤である。近年、わが国の科学研究における信用の構築は、業務メカニズム、制度規範、教育指導、監督・懲戒等の面において顕著な成果を上げているが、全体的には依然として欠陥や脆弱な部分があり、科学研究の信用要件に背く行為が時に生じている。中国共産党第19回全国代表大会の精神を全面的に貫徹し、社会主義核心価値観を育成および実施し、科学的精神を発揚し、イノベーション文化を提唱し、イノベーション型国家の建設を加速するため、科学研究の信用構築の一層の強化ならびに誠実で信用を重んじる良好な科学研究環境の創出に関して、以下の意見を提起する。

## 1. 全体要求

### (1) 指導思想

中国共産党第19回全国代表大会ならびに第19期中央委員会第2回全体会議、第3回全体会議の精神を全面的に貫徹し、習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指導として、中国共産党中央政府および国務院による社会信用体系の構築に関する全体要求を遂行し、科学技術イノベーション環境の最適化を目標に、科学研究の信用構築の制度化の推進を重点に、科学研究の信用業務メカニズムの構築・整備を保障に、予防と処罰の同時推進を堅持し、自律と監督の双方の重視を堅持し、聖域なし、全面的カバー、ゼロ・トレランスを堅持し、科学研究の信用要件に背く行為を厳しく調査・処分し、共に構築し、共有し、共にガバナンスを行うという科学研究の信用構築における新たな構図の構築に注力し、誠実で信用を重んじ、真理を追究し、イノベーションを尊重し、探求を奨励し、成功を果敢に目指すという良好な雰囲気を出し、世界的な科学技術強国の創設に向けて強固な社会的・文化的基盤を築く。

### (2) 基本原則

——責任の明確化、秩序ある協調

トップダウン設計および統一的協調を強化し、科学研究の信用構築における各主体の職責を明確にし、部門間の意思疎通、協調、連携を強化し、科学研究の信用構築の推進に向けた社会全体の相乗効果を形成する。

——系統的な推進、重点的ブレイクスルー

科学研究のルールに適合し、世界的な科学技術強国の建設の要求に適応する科学研究の信用体系を構築する。問題志向を堅持し、実践・養成、調査・処理等の面で重点的にブレイクスルーを実現し、誠実・信用の意識を高め、科学研究環境の最適化等の面で実際の効果を上げる。

——イノベーションの奨励、失敗への寛容

科学研究におけるインスピレーションの瞬間性、方法の多様性、経路の不確実性という特徴を十分に尊重し、科学研究における試行錯誤の価値を重視し、イノベーションを奨励し、失敗に寛容なフォールトトレランス・修正メカニズムを構築し、先例となることを恐れず、勇敢に探究する科学研究のムードを形成する。

——ボトムラインの堅持、終身的な責任追及

教育による主導、契約による取り決め、社会による監督等の多種の方法を総合的に講じ、ボトムラインを堅持し、厳格かつ自律的な制度環境および社会的ムードを創出し、信用を重んじる者には一貫して青信号を発信し、信用を喪失した者は至る所で制限を受けるようにする。ゼロ・トレランスを堅持し、責任追及を強化し、科学研究の信用要件に著しく背く行為に対しては法および規則により終身的な責任追及を行う。

### (3) 主な目標

各当事者による共同の努力のもとで、科学的かつ規範的で、インセンティブが効果的で、処罰が効果的な科学研究の信用制度規則を構築・整備し、職責が明確で、協調に秩序があり、監督管理の行き届いた科学研究の信用業務メカニズムを効果的に運営する。全面的にカバーし、共有・連携的で、動向を管理する科学研究の信用情報システムを構築・整備し、多数の科学研究者の誠実・信用意識を著しく強化し、科学精神を発揚し、誠実・信用規範の遵守を科学技術界の共同理念および自覚的な行動とする。社会全体の誠実・信用基盤およびイノベーションのエコシステムを引き続き強化し、発展させ、イノベーション型国家および世界的な科学技術強国の建設に向けて確固たる基盤を築き、わが国における強大な民主文明と調和的で美しい社会主義近代化強国の構築に重要な支柱を提供する。

## 2. 科学研究の信用管理業務メカニズムおよび責任体系の整備

(4) 職責が明確で、高効率かつ協調的な科学研究の信用管理体系を構築・整備する。科学技術部と中国社会科学院はそれぞれ、自然科学分野および哲学・社会科学分野における科学研究の信用業務の統一的協調およびマクロ指導に責任を負う。地方各級政府および関係業界主管部門は、積極的に措置を講じて当該地区・当該システムにおける科学研究の信用構築を強化し、業務能力を充実させ、業務保障を強化しなければならない。科学技術計画管理部門は、科学技術計画における科学研究の信用管理を強化し、誠実・信用を基盤とする科学技術計画の監督管理メカニズムを構築・整備し、科学研究の信用要件を科学技術計画の管理の全てのプロセスに溶け込ませなければならない。教育、衛生・健康、新聞・出版等の部門は、教育、医療、学術誌の出版等の機関に対して内部統制制度を整備し、科学研究の信用構築を強化するよう明確に要求しなければならない。中国科学院、中国工程院、中国科学技術協会は、院士（中国科学院および中国工程院の会員）に対する科学研究の信用要件および監督管理を強化し、院士の推薦（指名）における誠実・信用の審査を強化しなければならない。

(5) 科学研究活動に従事し、ならびに科学技術管理サービスに関与する各種機関は、科学研究の信用構築における主体責任を切実に履行しなければならない。科学研究活動に従事する各種企業、事業機関、

社会団体等は科学研究の信用構築における第一の責任主体であり、科学研究の信用構築の強化に関して具体的な計画を打ち出し、科学研究の信用業務を常態化管理に組み入れなければならない。機関の定款、従業員の行為規範、職位説明書等の雇用契約にもとづき、当該機関の従業員による科学研究の信用要件の遵守および責任の追及について明確な規定または取り決めを行う。

科学研究機関および高等教育機関は、機関の定款または学術委員会の定款を制定することにより、学術委員会における科学研究の信用業務の任務および職責・権限について明確な規定を定め、かつ、業務経費、事務機関、専任者等の面において必要な保障を提供しなければならない。学術委員会は科学研究の信用構築の職責を真摯に履行し、審議、評定、受理、調査、監督、諮問等の役割を適切に発揮し、科学研究の信用要件に背く行為については、1件発見するごとにその1件について調査・処分しなければならない。学術委員会は実施を手配し、または現場の学術組織および第三者機関に委託し、当該機関の科学研究者の重要な学術論文等の科学研究成果について全面的な審査を行わなければならない。審査業務は3～5年を周期として持続的に実施しなければならない。

科学技術計画（特別プロジェクトおよび基金等）のプロジェクト管理専門機関は、科学研究の信用要件に厳格に従って、立案・審査、プロジェクト管理、検収・評価等の科学技術計画の全プロセスならびにプロジェクト請負機関、評価・審査を行う専門家等の科学技術計画の各種主体における科学研究の信用管理を強化し、科学研究の信用要件に背く行為に対しては厳しく調査・処分しなければならない。

科学技術の評価、科学技術のコンサルティング、科学技術成果の実用化、科学技術企業のインキュベーションおよび科学研究経費の会計監査等に従事する科学技術仲介サービス機関は、業界規範を厳しく遵守し、信用管理を強化し、積極的に監督を受けなければならない。

(6) 学会、協会、研究会等の社会団体は、自律・自浄機能を発揮しなければならない。学会、協会、研究会等の社会団体は主体的に役割を發揮し、それぞれの分野で科学研究活動の行動規範の制定、信用教育の指導、信用案件の調査・認定、科学研究の信用理論研究等の業務を積極的に行い、自己規範、自己管理、自己浄化を実現しなければならない。

(7) 科学研究活動に従事、ならびに科学技術管理サービスに関与する各種人員は、ボトムラインを堅持し、厳しく自律しなければならない。科学研究者は、科学における道德ルールを遵守し、科学研究活動の規範を遵守し、科学研究の信用要件を実践し、他人の科学研究成果を盗用、剽窃してはならず、または研究データ、研究の結論を偽造、改ざんしてはならない。科学研究者は、論文を購入、代筆、代理投稿してはならず、同業者の評議専門家および評議意見を虚構してはならない。科学研究者は、論文の署名規範に違反してはならず、みだりに表記し、または虚偽の表記を行って科学技術計画（特別プロジェクト、基金等）等の資金助成を受けてはならない。科学研究者は、虚偽を弄し、科学技術計画（特別プロジェクト、基金等）プロジェクト、科学研究経費ならびにインセンティブ、栄誉等を受けてはならない。科学研究者は、その他の科学研究の信用要件に背く行為があってはならない。

プロジェクト（研究テーマ）の責任者、大学院生の指導教員等は、身をもって手本を示す役割を充分に發揮し、プロジェクト（研究テーマ）のメンバーおよび学生に対する科学研究の信用管理を強化し、重要論文等の科学研究成果における署名および研究データの真実性、実験の再現可能性等について信用審査および学術的検査を行わなければならない。院士等の傑出したハイレベル専門家は、科学研究の信用構築において模範的な牽引作用を發揮し、科学研究道德を遵守する模範および手本とならなければならない。

評価・審査の専門家、諮問の専門家、経費監査人員等は職務に忠実で、科学研究の信用要件および職業道徳を厳しく遵守し、関連規定、手順および弁法に従い、事実にもとづき真実を求め、独立、客観的かつ公正に業務を行い、科学技術管理の意思決定において、責任ある、かつ、高品質なコンサルティング・評価意見を提出しなければならない。科学技術管理者は、管理、指導、監督の職責を正確に履行し、科学研究の信用要件を全面的に遂行しなければならない。

### 3. 科学研究活動の全段階における信用管理

(8) 科学技術計画の全プロセスにおける科学研究の信用管理を強化する。科学技術計画管理部門は、各級・各種の科学技術計画プロジェクトの管理制度を修正・整備し、科学研究の信用構築の要件をプロジェクトのガイドライン、立件・審議、プロセス管理、プロジェクトの終了時検収および監督評価等の科学技術計画の管理の全プロセスにおいて遂行しなければならない。各種の科学研究契約（任務書、合意書等）において科学研究の信用義務および違約責任追及条項を取り決め、科学研究の信用に関する契約管理を強化しなければならない。科学技術計画監督検査メカニズムを整備し、関連責任主体における科学研究の信用の責任履行状況についての経常的検査を強化する。

(9) 科学研究の信用誓約制を全面的に実施する。関連の業界主管部門、プロジェクト管理専門機関等は、科学技術計画プロジェクト、イノベーション基地、院士の増員・選定、科学技術インセンティブ、重大人材プロジェクト等の業務において科学研究の信用誓約制度を実施し、推薦（指名）、申請、審議、評価等の業務に従事する関係者に対し、科学研究の信用誓約書に署名するよう要求し、誓約事項および誓約に違反した際の処理要求を明確にしなければならない。

(10) 科学研究の信用審査を強化する。科学技術計画管理部門、プロジェクト管理専門機関は、科学技術計画プロジェクトの申請者に対して科学研究の信用審査を実施し、良好な科学研究の信用状況を各種の科学技術計画への参加の必須条件としなければならない。科学研究の信用要件に著しく背いた責任者に対しては「一票否決制」（一票の反対で否決できる制度）を実施する。関連の業界主管部門は、科学研究の信用審査を院士の増員・選定、科学技術インセンティブ、職称の評定、学位授与等の業務において、避けては通れない手順としなければならない。

(11) 学術論文等の科学研究成果の管理制度を構築・整備する。科学技術計画管理部門、プロジェクト管理専門機関は、科学技術計画の成果の質、効果、影響に対する評価を強化しなければならない。科学研究活動に従事する企業、事業機関、社会組織等は、科学研究成果に対する管理を強化し、学術論文発表の信用誓約制度、科学研究プロセスのトレーサビリティ制度、科学研究成果の検査および報告制度等の成果管理制度を構築しなければならない。学術論文等の科学研究成果に科学研究の信用要件に背く状況がある場合には、相応の責任者を厳しく処分し、かつ、論文撤回等の措置を講じて悪影響を取り去るよう要求しなければならない。

(12) 科学研究評価制度改革の深化に注力する。プロジェクト審査、人材評価、機関評価改革を推進し、科学技術イノベーションの質、貢献、実績を指向とする分類評価制度を構築し、科学研究の信用状況を各種評価の重要指標とし、厳密な学問研究を提唱し、短期的成果の追求に反対する。分類評価を堅持し、品性・徳性、能力、業績指向を際立たせ、代表的成果の質、貢献、影響を重視し、代表作評価制度を推進し、論文、特許、名誉のある職位、プロジェクトの担当、受賞等の状況を制限条件とせず、単純な定量化や、数の重視・質の軽視、「一刀両断」（画一的処理）等の傾向を防止する。科学研究の法則

を尊重し、評価サイクルを合理的に設定し、重大科学研究の長周期審査メカニズムを構築する。臨床医学研究者の評価改革モデル事業を実施し、設定が合理的で、評価が科学的で、管理が規範的で、運営が調和的で、サービスが全面的な臨床医学研究者の審査評価体系を構築する。

#### 4. 科学研究の信用の制度化建設の一層の推進

(13) 科学研究の信用管理制度を整備する。科学技術部、中国社会科学院は関連機関と共同で科学研究の信用制度の構築を強化し、教育・宣伝、信用案件の調査・処理、情報収集、分類評価等の管理制度を整備しなければならない。科学研究に従事する企業、事業機関、社会組織等は、当該機関における教育・予防、科学研究活動記録、科学研究の書類保存等の各制度を構築・整備し、責任主体を明確にし、内部の監督・制限メカニズムを整備しなければならない。

(14) 科学研究の信用要件に背く行為に対する調査・処理規則を整備する。科学技術部、中国社会科学院は、教育部、国家卫生健康委員会、中国科学院、中国科学技術協会等の部門および機関と共同で、法律および規則にもとづいて統一的な調査処理規則の制定を研究し、通報の受理、調査手順、職責分担、処理基準、提訴、実名通報者および被通報者の保護等について明確に規定しなければならない。科学研究に従事する企業、事業機関、社会組織等は、当該機関の調査処理弁法を制定し、調査手順、処理規則、処理措置等の具体的要求を明確にしなければならない。

(15) 学術誌の管理および早期警報制度を構築・整備する。新聞出版等の部門は学術誌管理制度を整備し、有効な措置を講じ、ハイレベルな学術誌の創設を強化し、学術レベルと社会的効果の優先の要件を強化し、わが国の学術誌の影響力を引き上げ、学術誌の国際的発言権を向上させる。学術誌は、科学研究の信用構築における役割を十分に発揮しなければならない。原稿審査の質を適切に引き上げ、学術論文に対する審査・チェックを強化しなければならない。

科学技術部は、学術誌の早期警報メカニズムを構築し、関連機関が国内および国際学術誌の早期警報名簿を発表し、かつ、動向のフォローアップ、適時の調整を実行することを支持しなければならない。学術の質を顧みず、管理が混乱し、商業利益至上で、悪影響をもたらす学術誌は、ブラックリストに加える。論文作者の所属機関は、当該機関の科学研究者が発表する論文の管理を強化し、早期警報名簿に加えられた学術誌上で論文を発表した科学研究者に対して、直ちに警告し、注意を喚起しなければならない。ブラックリストに加えられた学術誌上で発表された論文については、各種の審議・評価において認可を与えず、論文発表の関連費用の精算を行ってはならない。

#### 5. 科学研究の信用の教育および宣伝の適切な強化

(16) 科学研究の信用教育を強化する。科学研究に従事する企業、事業機関、社会組織は、科学研究の信用業務を日常管理に組み入れ、科学研究者、教員、青年・学生等に対する科学研究の信用の教育を強化し、入学・就職、職務昇進、科学技術計画プロジェクトへの参加等の重要な節目において、科学研究の信用教育を必ず行わなければならない。科学研究の信用の面において傾向的、兆候的な問題のある者については、所属機関は速やかに科学研究の信用に関する訓戒・談話を行い、教育を強化しなければならない。

科学技術計画管理部門、プロジェクト管理専門機関ならびにプロジェクト請負機関は、科学技術計画の組織的実施における特徴を勘案し、科学技術計画プロジェクトを請け負い、または科学技術計画プロジェクトに關与する科学研究者に対し、科学研究の信用教育を効果的に実施しなければならない。

(17) 学会、協会、研究会等の社会団体による教育・訓練の役割を充分に發揮する。学会、協会、研究会等の社会団体は、科学研究の信用の教育・訓練業務を積極的に強化し、科学研究者が科学研究の信用における具体的な要件を熟知し、把握するよう支援し、科学研究者が虚偽を弄し、剽窃を行う等の行為を自覚的に制止し、責任ある科学研究を行うよう指導しなければならない。

(18) 科学研究の信用の宣伝を強化する。手段を革新し、経路を開拓し、ラジオ・テレビ、新聞・雑誌等の伝統的なメディアならびに微博（ウェイボー）、微信（WeChat）、スマートフォン・クライアント端末等の新規メディアを充分に利用し、科学研究の信用の宣伝・教育を強化する。科学研究の信用における手本・模範を大いに宣伝し、典型的人物による模範的役割を發揮する。科学研究の信用要件に背く典型的な事例は直ちに公開し、警告教育を実施する。

## 6. 科学研究の信用要件に著しく背く行為に対する厳格な調査・処理

(19) 調査・処理責任を適切に履行する。自然科学論文の虚偽に対する監督管理は科学技術部が責任を負い、哲学・社会科学論文の虚偽に対する監督管理は中国社会科学院が責任を負う。科学技術部、中国社会科学院は関連機関の担当する科学研究の信用業務を明確にし、通報の受理、事実の検証、日常的な監督管理等の業務を適切に行い、部門間の共同調査メカニズムを構築し、科学研究の信用に関する重大案件の共同調査を組織的に実施しなければならない。科学研究の信用要件に背く行為を行った者の所属機関は、調査・処理の第一責任主体であり、当該機関における科学研究の信用機構および監察監査機構における調査・処理の職務分担を明確にし、積極的かつ主体的、公正かつ公平に調査・処理を実施しなければならない。関連の業界主管部門は、職務権限および従属関係に従って指導および適時の督促を強化し、学術、行政の二本線を堅持し、学会、協会、研究会等の社会団体の役割の發揮を重視しなければならない。学術論文の売買、代筆。代理投稿ならびに研究データの偽造、虚構、改ざん等の法律・規則違反活動に従事する仲介サービス機関に対しては、市場監督管理および公安等の部門が積極的に調査を実施し、厳しく処罰しなければならない。関連責任主体の提訴権等の合法的権利を保証し、事実認定および処理決定においては当事者に対する告知義務を履行し、法律・規則により速やかに処理結果を公布しなければならない。科学研究者は調査に積極的に協力し、完全かつ有効な科学研究記録を速やかに提供しなければならない。調査を拒絶して協力せず、研究記録を隠匿・隠滅した場合には、厳重に処理しなければならない。事実をねつ造し、誣告し、陥れた場合には、関連規定により厳重に処理しなければならない。通報が不実で、被通報機関および個人に深刻な影響をもたらした場合には、速やかに不実を晴らし、影響を取り除かなければならない。

(20) 科学研究の信用要件に著しく背く行為は、厳重に取り締まる。ゼロ・トレランスを堅持し、科学研究の信用要件に著しく背く行為は厳重に取り締まるという高圧な姿勢を堅持し、責任を厳しく追及する。終身追究制度を構築し、法律・規則により科学研究の信用要件に著しく背く行為に対して終身追究を実施し、発見されたら随時に調査・処理を行う。科学研究の信用要件に著しく背く行為に対する刑事規制・理論研究を積極的に実施し、立法、司法部門が相応の刑事制裁措置を適時に発表するよう推進する。



関連の業界主管部門または科学研究の信用要件に著しく背く行為の責任者の所属機関は、さまざまな状況ごとに分けて、責任者に対して科学研究の信用に関する訓戒・談話を行う。プロジェクトの立件資格を取り消し、獲得済みの資金助成プロジェクトを抹消し、またはプロジェクト契約を終了し、科学研究プロジェクトの経費を回収する。獲得したインセンティブ、荣誉称号を撤廃し、賞金を回収する。法により学籍から除籍し、学位および教師の資格を抹消し、医師免許証等を回収する。一定期間から終身にわたり職務の昇進、科学技術計画プロジェクトの申請、審議・評価専門家の担任、院士候補者への指名等の資格を取り消す。法律・規則により労働契約、雇用契約を解除する。終身にわたり政府の開設する学校、病院、科学研究機関等において教育および科学研究業務への従事を禁ずる等の処罰を与え、ならびに科学研究の信用を著しく失う行為のデータベースに掲載し、または観察名簿に加える等のその他の処理を行う。科学研究の信用要件に著しく背いた責任者が公職に属する者である場合には、法律・規則により処分を行う。共産党員である場合には、規律・規則により党紀処分を行う。詐欺、科学研究経費の着服等の違法・犯罪行為の疑いがある場合には、法により監察、司法機関に引き渡し、処理する。

各種の財政資金助成プロジェクトまたはインセンティブを保護し、容認し、甚だしくは詐取した機関については、関連主管部門は主要責任者に事情聴取を行い、経費支給を停止または減額し、科学研究の信用を著しく失う行為のデータベースに掲載し、司法機関等に引き渡し、処理しなければならない。

(21) 共同懲戒を実施する。科学研究の信用情報の部門間・地域間における共有・共用を強化し、法律・規則により科学研究の信用要件に著しく背いた責任者に対し、共同懲戒の措置を講じる。各級・各種の科学技術計画の統一処理規則を推進し、関連の処理結果について相互承認を行う。科学研究の信用状況を学籍管理、学歴・学位の授与、科学研究プロジェクトの立件、専門技術職の任命、雇用、選考・表彰、院士の増員・選定、人材基地審査等と関連付ける。行政許可、公共調達、優先評価、金融支援、資質等級の評定、納税信用評価等の業務において、科学研究の信用状況を重要な参考とするよう推進する。

## 7. 科学研究の信用における情報化建設の加速

(22) 科学研究の信用情報システムを構築・整備する。科学技術部は中国社会科学院と共同で、全国をカバーする自然科学および哲学・社会科学の信用情報システムを構築・整備し、科学研究者、関係機関、組織等における科学研究の信用状況について記録を行う。科学的かつ合理的で、さまざまなタイプの科学研究活動および対象の特徴に適用できる科学研究の信用評価指標、方法モデルの立案を研究し、評価の方式、サイクル、手順等の内容を明確にする。科学技術計画（プロジェクト）の組織的管理または実施、科学技術統計等の科学技術活動に関与するプロジェクト請負者、諮問・審議専門家ならびにプロジェクト管理専門機関、プロジェクト請負機関、仲介サービス機関等の関連責任主体に対して、信用評価を重点的に行う。

(23) 科学研究の信用情報管理を規範化する。科学研究の信用情報の収集、記録、評価、応用等の管理制度を構築・整備し、実施主体、手順、要求を明確にする。さまざまな責任主体の特徴にもとづき、異なるタイプの科学技術活動に対する科学研究の信用情報リストを制定し、情報のタイプと管理手順を明確にし、情報収集の範囲、内容、方式および情報の応用等を規範化する。

(24) 科学研究の信用情報の共有・応用を強化する。科学研究の信用情報システムと全国信用情報共有プラットフォーム、地方における科学研究の信用情報システムの相互接続を着実に推進し、段階ごと・権限ごとに情報の共有を実現し、部門間・地区間の共同懲戒の実現のために支援を提供する。

## 8. 保障措置

(25) 党による科学研究の信用構築業務に対する指導を強化する。各級の共産党委員会(共産党組織)は科学研究の信用構築を高度に重視し、指導を適切に強化し、任務を明確にし、分業を細分化し、着実に推進しなければならない。関係部門および地方は、既存の科学研究保障措置を整理統合し、科学研究の信用構築目標責任制を構築し、任務分担を明確にし、目標・責任を細分化し、達成時期を明確にしなければならない。科学技術部は科学研究の信用構築状況の監督検査および通報制度を確立し、業務で顕著な成果を上げた地方、部門および機関に対して表彰しなければならない。措置が有効でなく、業務が遂行できなかった場合には、通報・批判を行い、是正を促さなければならない。

(26) 社会による監督および世論による指導的役割を発揮する。社会・民衆、報道機関等による科学研究の信用構築に対する監督的役割を充分に発揮する。通報ルートをスムーズにし、科学研究の信用要件に背く行為に関し、責任ある実名通報を行うことを奨励する。報道機関は、科学研究の信用に関するプラスの指導を強化しなければならない。社会・世論により広く注目される科学研究の信用に関する事件については、当事者の所属機関および業界主管部門は即時に措置を講じて調査・処理を行い、調査・処理結果を速やかに公布しなければならない。

(27) モニタリング評価を強化する。科学研究の信用構築状況の動向モニタリングおよび第三者評価を実施し、モニタリングおよび評価結果を関連業務の改善・整備のための重要な基盤ならびに科学研究事業機関の実績評価、企業が政府からの資金助成等を受ける際の重要な根拠とする。重大な科学研究の信用事件については、フォローアップ・モニタリングおよび分析を速やかに行う。中国における科学研究の信用状況レポートを定期的に発表する。

(28) 国際交流・協力を積極的に実施する。関連国および国際組織等との交流・協力を積極的に行い、科学技術の発展によりもたらされる科学研究の信用構築という新たな状況・新たな問題に関する研究を強化し、国際的な科学研究規範を共同で整備し、多国間・地区間における科学研究の信用事件に効果的に対応する。